

長野県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の変更について（概要）

県では、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）の一部改正とそれに伴う国の基本計画の変更を踏まえ、平成 30 年 2 月に、長野県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画を変更しました。

1 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画について

特別措置法第 7 条第 2 項に基づき、国のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）に即して、次の 2 点について定めたもの。

- (1) ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み
- (2) ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の確実かつ適正な処理に関する事項

2 これまでの主な経過

年 月	経 過
平成 13 年 7 月	特別措置法の施行
平成 19 年 2 月	長野県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の策定 (平成 15 年 4 月の基本計画の策定を受けて策定)
平成 27 年 6 月	長野県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の変更 (平成 26 年 6 月の基本計画の変更を受けて変更)
平成 30 年 2 月	長野県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の変更 (平成 28 年 7 月の基本計画の変更を受けて変更)

3 主な変更点

(1) 処分期間の設定

本県を対象区域とする北海道 PCB 処理事業で処理する高濃度 PCB 廃棄物について、これまでの処理期限の 1 年前までの処分期間が設定された。

種類		処分期間
高濃度 PCB 廃棄物	高圧変圧器・コンデンサー	平成 28 年 8 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで (1 年前倒し)
	安定器・汚染物等	平成 28 年 8 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで (1 年前倒し)
低濃度 PCB 廃棄物		平成 28 年 8 月 1 日から平成 39 年 3 月 31 日まで (変更なし)

(2) 高濃度 PCB 使用製品の位置づけ

高濃度 PCB 使用製品が法定され、PCB 廃棄物と同様に届出、廃棄、適正処理の義務が明記されたため、それを踏まえて計画中の記載を整理した。

(3) PCB 廃棄物の発生量等の時点修正

県内の PCB 廃棄物の保管量、発生量及び処分量の見込みについて、高濃度 PCB 使用製品に含まれない高濃度 PCB 使用電気工作物を見込むとともに平成 28 年度末時点に修正し、処分期間の異なる高濃度 PCB 廃棄物及び低濃度 PCB 廃棄物それぞれについて示すこととした。

(4) 高濃度 PCB 廃棄物の処理手順の明確化（追加）

本県を対象区域とする北海道 PCB 処理事業による高濃度 PCB 廃棄物の処理手順を明示し、保管事業者が自ら計画的に取り組むべき旨を明確にした。

4 計画期間

平成 19 年 2 月から平成 39 年 3 月まで

(ただし、基本計画の変更等の状況の変化等に応じ、必要に応じて見直しを行う。)